

豊中市シェアサイクル事業仕様書

1 総則

本仕様書は、豊中市が実施する「豊中市シェアサイクル事業（以下、「本事業」という。）」に適用する。

2 事業の目的

シェアサイクルは、エリア内に複数のサイクルポートを配置し、いつでもどのポートでも自転車の貸出し・返却が可能な短時間・短距離の移動を目的とした、これまでの公共交通を補完する新しい交通システムである。豊中市においては、令和元年11月から3年間の実証実験を実施したが、公共交通の補完の他、地域活性化、都市間連携、環境負荷の低減、健康増進、三つの密の回避等の効果が確認された。

このことから、令和3年1月策定の「豊中市自転車活用推進計画」に記載されているよう実験から本格化へ移行する。本シェアサイクル事業は、先の効果を発揮する市民の新しい移動手段として市が実施するものである。

3 実施エリア

市全域

4 実施期間

令和4年（2022年）11月1日から令和9年（2027年）10月31日まで 5年間

5 シェアサイクルの内容

（1）システムおよび利用方法

- ① 市内に複数のポートを配置し、いつでもどのポートでも自転車の貸出し・返却が可能な短時間・短距離の移動を目的としたシステムとする。
- ② ポートは無人でも貸出・返却が可能なシステムとする。
- ③ スマートフォンなどを利用し、ポート位置・空き情報確認、予約、貸出し、返却および決済を行う。
- ④ 誰でも容易に利用登録ができ、利用可能なシステムとする。

（2）サイクルポート

- ① 市が提供する公有地を使用するポート及び民有地を使用するポートをエリア内に適正に配置し、自由な移動に活用できるものとする。駅前と周辺施設は、ラック数で同程度が望ましい。
- ② ポートには、ラック、自転車、ビーコン及び利用案内看板を設置。
- ③ ラックは、設置・撤去が簡便な置き式とし、風で飛ばないように連結。
- ④ ラック1台につき自転車1台とし、ラック数以上の自転車が駐輪できないようなシステムとする。
- ⑤ 道路上ポートには、ガードパイプ、区画線、道路占用物件であることを示す標示板を設置。
- ⑥ 令和4年8月9日現在市内には、ポート104箇所、ラック747台ある。基本これらを引き継ぎ、年20箇所以上の増設を目標に進めること。現在の本市のサイクルポートは、別紙一覧表、配置図の通り。

（2）自転車

- ① 自転車は、坂道でも運転しやすい電動自転車とし、荷物を載せることができるかご付きとする。
- ② 周辺他市に設置されたポートの自転車の流入・流出も可とする。ただし、仕様の提出が必

要。

- ③ 現在市内には 265 台の自転車が配置されている。今後は、ラックの半数程度を基本とし、導入を進める。

(4) 料金

- ① 多くの人に利用してもらえるよう適切な料金とする。
- ② 短時間の利用に有利な料金設定とする。

(5) その他

- ① 現事業者と引継ぎが生じる場合、市を含めた 3 社で協議し、可能な限り利用停止期間が短くなるよう努めること。この場合、本事業の運営開始は、少なくとも 1 カ月以内とする。現ラック・自転車等を交換する場合、撤去は前事業者、設置は新規事業者とする。

6 役割分担

(1) 豊中市

- ① 本事業実施主体として全体を総括
- ② 市が提供するサイクルポートの用地確保及び必要な手続き
- ③ 市民等への周知・広報

(2) 運営事業者

- ① 本シェアサイクル事業の運営
- ② 施設、器材及びシステムの整備、維持管理
- ③ サイクルポート及び周辺の違法駐輪対策
- ④ 市が提供する公有地ポート以外の民間等ポートの確保
- ⑤ シェアサイクル事業に起因する苦情対応
- ⑥ 利用者等への周知・広報
- ⑦ シェアサイクル事業の効果及び持続可能性等を確認するためのデータの収集、調査並びに市への報告
- ⑧ 本事業の結果報告
- ⑨ 自転車活用に関する市事業への協力

7 事業費

- ① 本事業の運営に要する費用は運営事業者の負担とし、本市は費用を負担しない。
- ② 市が提供するサイクルポート用地の使用に係る費用については、基本全額免除する。
- ③ 本事業に使用する自転車が違法駐輪として撤去・保管された場合の費用は、事業者が処理する。

8 運営上の注意点

- ① 本事業の運営にあたっては、必要な人員・体制を整え、円滑に進める。
- ② 利用者からの問い合わせに対応できるような体制とする。
- ③ 設備の不具合及び損傷、事故並びにトラブル等が生じた場合、速やかに対応し、市に報告する。
- ④ シェアサイクルに係る苦情等が発生した場合は、責任を持って対応処理する。
- ⑤ 技術力を持った者が定期的にメンテナンスを行う。
- ⑥ 利用者等のケガや損害賠償事故（対物・対人）に対応するため、保険に加入する。
- ⑦ 利用者の個人情報、法令及び市条例に基づき適正に管理する。
- ⑧ 事業終了後および土地管理者の要請を踏まえた市の指示があれば、速やかに、サイクルポート等の設備を撤去し、原状回復を行う。
- ⑨ 事業内容を変更する際は、事前に市と協議する。料金改定、ポートの廃止（民間ポートを

除く)等重要事項を変更する場合の事前協議は、やむを得ない事情がある場合を除き、3カ月前に文書で協議すること。

- ⑩ 本市に災害対策本部が設置された場合、市職員のシェアサイクル利用に配慮する。
- ⑪ 公有地を使用したポートは、その管理上必要が生じた場合、休止、撤去又は一時撤去を命じることがある。
- ⑫ 自転車ポート以外の場所に長期間放置された場合、速やかに回収する。
- ⑬ ポートに、事業用以外の自転車が停められないよう配慮するとともに、停められた場合は速やかに適切な対応を行う。
- ⑭ ポート及び自転車は、地域の景観を阻害しないデザインとする。
- ⑮ 土地所有者からの申し出および事業収支が黒字化される見込みの場合、ポートの有償化について協議すること。

9 事業の改善・向上に関する提案

シェアサイクル実験結果報告書に記載された課題及び本格化の考え方に対する改善・向上の取組みに関する提案を行い、実施すること

- ① 北部の充実、民間ポートの拡大、利便性のよい駅前ポートの設置等ポート設置の考え方・進め方
- ② ポートを年20箇所程度増設し、事業期間内に1km²当たり5箇所程度、計170箇所、利用者数6,800人/月、利用回数34,000回/月を目標としており、これと同等以上のポート・自転車増設計画
- ③ 自転車の再配置に対する考え方・取組み
- ④ メンテナンスの充実に対する考え方・取組み
- ⑤ システムの利便性向上、不具合の防止に対する考え方・取組み
- ⑥ 採算性向上に対する考え方・取組み
- ⑦ 鉄道等公共交通との連携向上に対する考え方・取組み
- ⑧ シェアサイクルの認知度、利用者数向上の取組み
- ⑨ 利用状況データ及びビッグデータの活用・報告

10 結果報告

- ① 事業者は、利用状況、移動状況及びその他の事業運営に係るデータを収集し、市の求めに応じ提供する
- ② 利用状況の定期報告は、毎月行うものとし、翌月の15日までに報告する
- ③ 中間報告は、各年度末から30日以内とし、年度毎の各種データ、収支、効果検証及び課題等とする。
- ④ 年度毎にアンケート調査を行い、結果を報告する。調査内容等は事前協議する。
- ⑤ 最終報告は、事業終了3カ月前とし、実験期間の各種データ、収支、効果検証、課題及び今後の方向性等とする。

11 参考資料

提案書の作成に当たっては、ホームページに掲載している下記書類を参考にすること

- ① 豊中市自転車活用推進計画
- ② シェアサイクル実験結果報告書